

○金ケ崎町町内産農産物利用製品開発促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、町内産農産物を利用した製品（以下「製品」という。）の開発から販売に要する経費に対し、予算の範囲内で金ケ崎町町内産農産物利用製品開発促進補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、金ケ崎町補助金交付規則（昭和42年金ケ崎町規則第20号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2 補助金の交付対象者は、町内に事業所を有する者であって、次の各号のいずれの要件も満たすものとする。

(1) 町内農産物の品目と仕入先が決まっていること。

(2) 申請時において引き続き1年以上、町内で食品製造業又は酒類製造業を営んでいること。

(3) 金ケ崎町暴力団排除条例（平成24年金ケ崎町条例第20号）に定める暴力団に関係していないこと。

(4) 町税の滞納がないこと。

(補助金の交付対象及び補助金の額)

第3 補助金の交付の対象となる経費及び補助金の額は下表のとおりとする。ただし、補助金の額の合計額は50万円を限度とする。

補助対象経費	補助金の額
① 製品の開発に要する経費	補助対象経費の3分の2に相当する額以内 (1,000円未満切り捨て)
② 製品の商標登録等に要する経費	
③ 製品の販売促進に要する経費	

(補助金の交付申請)

第4 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、金ケ崎町町内産農産物利用製品開発促進補助金交付（変更）申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に関係書類を添えて町長が別に定める期日までに提出するものとする。

(補助金の交付決定)

第5 町長は、第4の規定による申請書を受理したときは、速やかに必要な事項を審査の

上、交付の可否を決定する。

2 町長は、前項の規定により補助金を交付することを決定したときは、当該申請者に対し、金ケ崎町町内産農産物利用製品開発促進補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号。以下「決定通知書」という。）により通知するものとする。

（変更事項の届出）

第6 申請者は、第4の申請内容に変更が生じたときは、申請書に当該申請書に掲げる書類を添えて、速やかに変更申請しなければならない。

2 町長は、前項の規定により補助金変更の交付決定をしたときは、決定通知書により申請者に通知するものとする。

（実績報告及び請求）

第7 申請者は、特産品の販売を開始した日から30日以内（販売開始日が3月に属する日の場合にあつては、その年の3月31日まで）に、関係書類を添えて、金ケ崎町町内産農産物利用製品開発促進補助金実績報告書兼請求書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

2 規則第13条第3項による前金払の請求については、前項に規定する関係書類の添付を省略する。

（進捗状況の報告）

第8 申請者は、補助金の交付後2年間、毎年金ケ崎町町内産農産物利用製品開発促進補助金進捗状況報告書（様式第4号）により進捗状況の報告を行うものとする。

（交付決定の取消し）

第9 町長は、申請者が次のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

（1） 第5に規定する決定通知書に記載されている交付決定日の属する年度内に特産品の販売開始ができなかったとき。

（2） 特産品の販売開始日から起算して2年以内に、正当な理由なく特産品の販売を中止したとき。

（3） 第8に規定する進捗状況の報告を怠ったとき。

（4） 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数が経過する前に、町長の承認を受けずに、規則第19条第1項に規定する財産の処分を行ったとき。

(5) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(6) 法令又はこの要綱に違反したとき。

(7) その他町長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、金ケ崎町町内産農産物利用製品開発促進補助金交付決定取消通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（補助金の返還）

第10 町長は、第9の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（補則）

第11 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に必要な事項は、町長が別に定める。